

核兵器禁止条約制定にむけて日本政府の取組を求める意見書（案）

「核兵器全面廃絶につながる核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議（第2会期）」（以下、「国連会議」）が6月15日、国連本部ではじまりました。「国連会議」では、7月7日の会期末までに条約の採択を実現させようとの積極的な意見が相次いでいます。

国際社会はこれまでも、「生物兵器禁止条約」（1975年発効）、「化学兵器禁止条約」（1997年発効）、「クラスター弾に関する条約」（2010年発効）の兵器禁止条約を発効していますが、核兵器を全面的に禁止する条約の制定は、世界史で初めてのこととなります。

日本原水爆被害者団体協議会の藤森俊希事務局次長は「国連会議」（第1会期）で演説に立ち、「私が奇跡的に生き延び、国連で核兵器廃絶を訴える、被爆者の使命を感じます。同じ地獄をどの国のだれにも絶対再現してはならない」と訴えたことは、各国の政府代表の心に届きました。

平均年齢80歳を超えた広島・長崎の被爆者が「生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したい」との思いから始めた『ヒバクシャ国際署名』は世界各国に広がり、日本国内で集めた296万人分の署名が先日、国連に提出されました。

しかし、唯一の被爆国である日本政府は、「核の傘」を理由に「国連会議」に参加していません。日本政府は「国連会議」に参加し、唯一の被爆国の政府として、核兵器禁止条約の制定にむけて積極的役割を果たすことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 月 日

茨城県議会議長 藤 島 正 孝

内閣総理大臣

外務大臣

衆議院議長

参議院議長